

じゅうどほうもんかいごって じゅうどほうもんかいごって

## 重度訪問介護って

なんだろう？ なんだろう？

## 何だろう？

NPO 法人 文福

介護派遣事業部 編

重度訪問介護は、

## ホームヘルプサービスの サービス区分の一つです。

昔からよく知られているホームヘルプサービスは、身体介護と家事介護です。

介護保険が始まり高齢者のホームヘルプサービスは訪問介護と言い、身体介護と生活介護に区分されています。

障害者自立支援法では、障害者のホームヘルプサービスは居宅介護と言い、身体介護と家事支援と重度訪問介護と行動援護に区分されています。

重度訪問介護と行動援護は障害者特有のサービスとして自立支援法に新設されました。重度訪問介護は支援費制度の日常生活支援を引き継いだホームヘルプサービスです。

重度訪問介護は、

**日常生活全般に介助が必要な重度の身体障害者を対象としたサービスです。**

対象となる人の基準は①障害程度区分 4 以上②二肢以上に麻痺等があること③障害程度区分の認定調査項目の内、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外に認定されていること、この3点です。

障害者自立支援法が制定され、介護給付の必要度を6段階で表す障害程度区分認定が導入されました。それに伴い全身性障害者を対象とし支援費制度で日常生活支援と呼ばれていた介助が、区分4~6の重度の障害者を対象とする介護ということで重度訪問介護という名前に変わり引き継がれました。介護の必要度の認定を導入し、しかも三障害統合を謳っているからには、①の基準だけで②③の基準はいらないように思うのですが、皆さんはどう思われますか？

重度訪問介護は、

## 利用者ペース尊重の長時間介護です。

身体介護が短時間・集中型介護であるとするとう重度訪問介護は利用者のペースに合わせて行う見守りを含む長時間介護です。

身体介護は1回30分から1.5時間、時間が長くなれば時間当たりの単価が下がっていく単価設定になっています。それに対し重度訪問介護は1回の時間数ではなく1日の合計時間数で介護給付費を算定することになっており、1日3時間以上の介護給付を原則としています。また1日8時間を区切りとする単価設定であり、24時間の介護給付が可能な設定になっています。1時間の単価が安く抑えられている分、8時間以上の給付により経費を捻出する仕組みの単価になっています。

重度訪問介護は、

**見守りや外出介護などを含め、総合的かつ継続的に提供される支援です。**

重度の障害者が自分で生活していくとき、日常の様々なちょっとしたことにも介助が必要なことがあります。また本人がいろいろやってみたり判断したりするためにも介助が必要です。いつでも本人の指示に従って適切な介助ができるよう見守っている時間を含んだ介助です。

外出介護は自立支援法になって地域支援事業に移行しましたが、重度訪問介護利用者の場合そのサービス内容の中に外出介護が含まれることになりました。（富山市の場合は支援費制度の時も含まれていましたか）

1日の利用4時間まで、月に加算が認定されている時間数内までは、移動加算がつくことになりました。

## 重度訪問介護の始まり

このサービスの始まりは 1974 年頃から東京都で始まった「東京都重度脳性麻痺者介護人派遣事業」で、それが全国的に広まったのが「全身性障害者介護人派遣事業」です。その制度のきっかけは、重度の施設にいた障害者の人たちが「何で俺たちだけが施設にいて、管理や保護されなければいけないんだ」、「俺たちだって人間だ。世間に出て何でも見たり、聞いたり、話したりしたい」と思い、施設を出て、地域で一人暮らしを始めたことによるものです。全身性障害者介護人派遣事業とは、自立生活を始めた重度の障害者が、介助・介護の方法や考え方等を自分で教え育てた介助者を自治体に自薦登録し、登録された介助者に対して自治体の事業として少ないが報酬が出る事業でした。2003 年からの支援費制度では「日常生活支援」と名を変え、全身性障害者介護人派遣事業の形態は引き継がれました。重度障害者で長時間介護や介助で自立を必要とする人たちにはこの重度訪問介護はなくてはならないものです。

## 重度訪問介護の意義

この重度訪問介護は障害者の様々な状態や状況や環境によって異なりますが、大きく分けると、「介護中心型重訪」、「介助中心型重訪」、そのどちらでもない「介護、介助折衷型重訪」の3つに分けられると思います。何故このような分け方をするのかというと、多くの人たちに重度訪問介護の意義をわかってほしいと思うからです。

そして、重度訪問介護を3つに分けた内容や重度訪問介護の利点を書くと、「介護中心型重訪」とは、そもそも居宅事業などの介護とは利用者が頼んだことやもしくはその利用者の生活をする上で必要なことをヘルパーが判断して行うことで、むしろ普通の居宅介護事業と変わりありませんが、ここでの重度訪問介護の利点は、長時間介護を受けれることと、寝返りや車イスに座っている時の時々体位を直したい時や読書の時の不規則なページめくりなどの見守り介護があることや障害者が希望して介護の時間内であれば、いつでも買い物や社会参加ができる外出介護があることです。

それから「介助中心型重訪」というのは、そもそも介助とは、利

用者や障害者本人が生活に必要なことや自分のしたいことやしなくてはいけないことをヘルパーにいちいち指示をしてやってもらうことで、極端な話、掃除の仕方や料理の時の材料の切り方から鍋の水加減や火加減までいちいち指示を出してヘルパーにしてもらうことで、自分の生活は自分で作ったり、自分のしたいことや、やらなくてはいけないことをして自己実現をすることです。これぞまさしく自分で判断能力のある重度障害者への重度訪問介護の意義であり、目的なのです。その重度訪問介護の「介助中心型」を障害者が受けることによって、障害者が自分を取り戻したり、自分の可能性を広げて行くことができるようになった重度障害者の中には、本来の経済的な自立ができるようになったという副産物もあるのです。また、「介護、介助折衷型重訪」とは、その障害者の調子や状態や環境によって、介助と介護が行ったり来たりするものです。

いずれにしても重度障害者にとっての重度訪問介護は、障害者が自立する意味において無くてはならないものなのです。私たちはそうした意味で多くの人たちに重度訪問介護の意義や内容をわかってほしいと思っているのです。